

京都市総合教育センターにおける駐車場の整備及び

管理運営を行う事業者の募集要項

令和8年9月
京都市教育委員会

第 1 目的及び内容等

1 目的

京都市総合教育センター駐車場について、一般車両も利用可能な有料駐車場として整備を行うことにより、保有財産の有効活用を行うことを目的とします。

本要項は「時間貸し駐車場」の設計・整備及び管理運営ができる法人事業者（以下「事業者」という）を選定するため、プロポーザル方式での公募を実施します。

2 内容

- (1) 事業者には、本要項に対する提案に基づき、京都市（以下「本市」という）と協議のうえ対象物件に自らの資金負担により、有料駐車場の設計・整備をしていただきます。
- (2) 事業者には、駐車場の運営及び維持管理・修繕を行っていただきます。
- (3) 事業者には、対象物件を地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく教育財産の使用許可を受けたうえで使用するとともに、使用許可期間終了時には原状回復し、返還していただきます。

3 対象物件（別紙 1－1、1－2 参照）

名 称	所在地	面積	現況
京都市総合教育センター 駐車場	京都市下京区河原町通松原上る 二丁目富永町344番地	209.1㎡ (17m×12.3m)	時間貸し 駐車場

※別紙1-2に記載の指定の範囲内において、上記面積を駐車場として整備してください。

※駐車場の付帯設備（精算機・料金看板等）は、本市との協議により別途設置可能。

（別途、使用料が発生します。）

4 応募資格

(1) 基本的条件

応募できる方は、次の各条件に該当する法人その他団体等とします。

- ア 本公募趣旨に賛同し且つ駐車場運営に意欲ある者であること。
- イ 駐車場施設の経営に必要な知識、経験、資格、資力及び信用を有し、かつ次の事項すべてに該当すること。
 - (ア) 駐車場事業の経験を10年以上有する者であること。
 - (イ) 直近5年以内に京都市内の公営駐車場の運営管理契約において、事業者側から当初契約期間内の中途解約をしていないこと。
 - (ウ) 官公庁等の来庁者駐車場運営に関し取引実績を有していること。

(2) 資格制限

次のいずれかに該当する法人その他団体等は応募することはできません。

- ア 国税及び地方税を完納していないもの
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するもの(一般競争入札に係わる契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ていないもの等)
- ウ 役員又は主な使用人が京都市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者でないこと。
- エ 京都市競争入札取扱要綱第29条第1項に規定する入札参加停止の措置を受けていないこと。
- オ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反するとして公訴を提起された日から2年を経過しないものでないこと(無罪となった場合を除く。)
- カ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会から課徴金納付命令又は排除措置命令を受けた日から2年を経過しないものでないこと。
- キ 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しないもの又は該当公示の日の前6箇月以内に手形・小切手を不渡りした者でないこと。
- ク 会社更生法の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないものでないこと。
- ケ 民事再生法の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないものでないこと。

5 提案に当たっての基本的条件

(1) 対象物件の用途・使用方法

京都市総合教育センター利用者及びその他一般利用者用の有料駐車場として整備し、機械による管理を行う駐車場とします。

(2) 駐車場営業時間

営業日：365日※うるう年においては366日(ただし、本市の都合で変更となる場合があります。)

営業時間：24時間(ただし、本市の都合で変更となる場合があります。)

(3) 駐車場の管理・運営を行う期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで(ただし、本市の都合で変更となる場合があります。)

(4) 使用料

事業者が企画提案により提示した提案使用料を使用料とします。

ただし、4,124,487円/年(最低使用料)を下回った場合は失格とします。

なお、最低使用料については、京都市総合教育センター近傍類似地の前年度の固定資産評価額を参考に算定していることから、使用許可の更新の時には、本市基準額を再算定し、

当該基準額が提案使用料を上回る場合は、当該基準額が使用料となります。(以降の使用許可の更新の際も同様とします。)

使用許可期間が1年に満たない場合の当該年度の使用料の額は、年額を当該年度の日数で除し、使用許可日数を乗じて得た額とします。

(5) その他の費用

有料駐車場の設計、整備、運営及び維持管理、修繕等に係わる一切の費用については、使用料とは別に事業者の負担とします。

教育財産及び本市が所有する財産の維持、修繕、改築や地元団体が実施する消防訓練等のための駐車場の一時休止、災害発生時に総合教育センターが避難所を開設した場合の駐車場敷地の提供、移転、改築などの措置を命ずる場合、事業者の負担で措置するものとし、事業者は本市に対して一切の補償は請求しないものとします。

(6) 本市及び地元団体の使用予定

本市及び地元団体が計画する設備点検や消防訓練などを、年間数回、実施する予定です。

【令和7年度実績】

5月：消防査閲事前訓練（3時間、5回）、電気設備年次点検（2時間、1回）

2月：消防訓練（3時間、1回）、電気設備改修（3時間、1回）

3月：電気設備改修（3時間、1回）

(7) 総合教育センターの工事予定

総合教育センターでは、4階ホールにおいて特定天井の改修や照明のLED化などの工事を検討しており、令和10年度・11年度に工事实施となる可能性があります。

工事实施が駐車場事業に支障となる場合は、1年未満での許可又は使用許可の取消しを行うことがあります。

6 有料駐車場に関する条件

(1) 計画

ア 車室、車路及び設備配置については、歩行者の動線に配慮し、十分に安全を確保してください。

イ 駐車場の車室はフラップレスとすること。バリカー等を設置する場合は取り外し可能な形状とし、北側の駐輪スペースを含む敷地全体をフラットな状態で使用できるようにすること。

ウ 施設の敷地内に不特定多数の駐車場利用者の出入りが見込まれるため、施設に対する防犯対策を講じてください。

エ 敷地内の無断駐車・駐輪対策を講じてください。

オ 現在の事業者が本物件を返還する際は原状回復することになっておりますが、返還に先立って事業者間で協議し、協議結果を反映した整備計画を提出することができます。本市は提出された整備計画を精査の上、合理的と認められる範囲で原状回復を求めない場合が

あります。

(2) 駐車場の料金体系

駐車料金は、近隣の駐車料金相場を勘案するとともに本市と協議のうえ事業者が決定してください。駐車料金を変更するときも同じとします。

なお、京都市総合教育センターが指定する車両は無料サービス券を配布するものとします。想定する利用時間、台数は以下の通り。

利用枚数	1枚程度/1日
利用時間	3時間程度/1台/1日

(3) 駐車場管制機器の仕様

駐車場を運営管理する上で必要な管制機器及び設備等については、次に記載する仕様を満たすものとし、定期保守・修繕及び更新についても事業者の費用負担とします。

ア 精算機（1台以上）

- (ア) サービス券の読み取り機能を有すること。
- (イ) 電話若しくはインターホンを取り付け、トラブル等発生時には事業者と駐車場利用者が24時間365日直接連絡できる機能を有すること。
- (ウ) 操作の説明を表示すること。

イ フラップレス車室センサー（8台以上）または以下の機能を満たすもの

- (ア) 時間貸し運営各車室に入出庫する車両を検知する機能を備えること。

ウ 防犯カメラ（5台程度）

- (ア) 駐車場内（走路含む）及び駐車場周辺の本市建築物及び工作物等が撮影できるように配置すること。
- (イ) 防犯カメラで撮影した映像は2週間以上保存できるようにし、当該期間内において、本市が確認できる機能を備えること。
- (ウ) 防犯カメラは高画質HD（30fps以上）で撮影できる機能を備えること。

エ その他管理運営に必要と思われる設備

- (ア) 料金看板は事業者の提案により本市が認めた場所に設置可能とする。（別途、許可申請が必要）
- (イ) 敷地奥の駐車スペースへの誘導看板及び敷地内での注意事項等について記載した看板を本市と協議の上設置し、利用者を適切に案内すること。
- (ウ) 設置するサインは必要に応じて本市の屋外広告物申請を事業者の負担により実施、許可を事前に取得すること。
- (エ) 夜間においても、駐車場内（走路含む）の安全を確保できるよう外灯等を設置すること。

(4) 駐車場整備工事

ア 事業者は上記駐車場管制機器を設置する工事実施前に工程表を本市に提出し承認を受ける必要があります。また、整備工事期間中も本市と協議の上、駐車場として利用できるように工事を行ってください。その際、必要に応じ誘導員等を配置してください。

イ 以下の付帯工事も事業者で負担すること。

- ・駐車場（走路含む）の整備に伴うライン工事
- ・敷地内の誘導や注意事項について記載した看板・サイン等（駐車場運用開始後においても、本市との協議の上、記載内容の変更・追加等に応じること（1年目については、年2回程度、2年目以降は年1回程度を想定））

ウ 工事中に発生する騒音等については事業者にて十分に留意し本市・利用者・周辺住民に迷惑をかけない形で行ってください。なお、工事中的事故・クレーム等は事業者が一切の責任を負い解決するものとします。また、工事中に第三者に損害を与えた場合、事業者はその損害を賠償する必要があります。

（５）運営

事業者は駐車場内（走路も含む）を常に良好な状態に維持し、駐車台数の把握等円滑な駐車場運営を行うため必要な業務として次の業務を行ってください。

ア 駐車場トラブル対応

- （ア）有料駐車場に関する近隣住民及び駐車場利用者への対応は、事業者が一切の自己責任で行うこと。
- （イ）緊急時にはコールセンター等から遠隔で対応できること。
- （ウ）駐車場内でのトラブルに対して現地出動を行う場合、原則30分以内に到着できる体制を構築すること。なお、現地対応する者は京都市内の待機所（事務所等でも可）より出動できる体制を構築すること。

イ 駐車場管制機器の保守

- （ア）事業者の駐車場管理機器（精算機・フラップレス車室センサー等）を利用し、必要に応じて機器更新をすること。定期保守・修繕についても事業者の費用負担とします。
- （イ）1年に2回以上定期的に技術員を現地に派遣し駐車場管制機器の点検・注油・調整等を行うこと。

ウ 駐車場売上金の回収及び消耗品の補充

- （ア）事業者は定期的に精算機内の売上金回収業務を実施すること。
- （イ）事業者は売上金の回収業務を行う際に各駐車場管制機器の消耗品の残量及び在庫を確認し少ない場合は補充すること。

エ 駐車場内の清掃

定期的（毎週1回以上）に駐車場内の清掃を行い、常に良好な状況を維持すること。また、定期清掃以外に本市が清掃依頼をした場合は、随時対応すること。

（６）秘密保持義務

本市と事業者双方は、契約期間中及び契約期間終了後においても、業務上知り得た業務内容や状況、個人情報等、一切の秘密を第三者に漏洩してはなりません。

（７）その他

ア 環境に配慮した設計、サービスの提供を行ってください。

- イ 駐車場の利用料収入、利用者数などの毎月の利用状況については、本市へ報告してください。様式について定めはありませんが、事前に本市と協議のうえ決定してください。利用状況等の報告については、次回の募集時の参考資料として使用する場合があります。
- ウ 本公募要項に記載なき事項について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議を行い、その解決を図るものとします。

7 質問書の受付

この要項に関する質問は、質問書（様式1）により受け付けます。

提出方法については、電子メールでお願いします。

電話及び口頭による質問には、お答えできません。

なお、送信後は、必ず電話で質問書送信の旨を連絡してください。

質問書受付期間	令和8年9月8日（火）午前9時から 令和8年9月14日（月）午後5時まで
提出先	京都市総合教育センター研修課（担当：山下、岩崎） 電 話：075-371-2340 Eメール：kensyu-syomu@edu.city.kyoto.jp

8 質問書に対する回答

京都市教育委員会ホームページにおいて、回答を公開します。

第2 応募の手続等

応募される方は、次の応募期間内に応募書類を総合教育センター1階事務室まで提出（郵送可）してください。

1 応募期間

令和8年9月17日（木）から令和8年10月2日（金）まで

2 応募手続

（1） 応募書類

次の書類をA4フラットファイルに綴じて、10部（原本1部、複写9部）を提出してください。

ア 応募申込書（様式2）

イ 商業登記簿謄本

ウ 会社概要（事業内容及び過去10年間の実績が分かるもの）

エ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（3ヵ月以内に発行のもの）

オ 直近1年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し

カ 直近1年分の国税及び地方税（京都市分）の納税証明書

（国税）直近1箇年分の法人税又は所得税と、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書

（地方税）京都市の法人市民税及び固定資産税の未納がないことの証明書

キ 京都市暴力団排除条例に基づく誓約書（様式3）

ク 企画提案書（様式4）・・・整備等工事書類関連

- ・ 整備等図面（整備等の内容がわかるもの。）
- ・ 設置機器の仕様がわかる資料
- ・ 工事計画書（工事内容、スケジュール等がわかるもの。）
- ・ 工事体制図（責任者、実施体制、市民対応・トラブル対応体制等がわかるもの。）
- ・ 工事見積書（実施する工事等の種類ごとに単価及び工数の詳細が分かるもの。）
- ・ 管理体制関連（責任者、実施体制、市民対応・トラブル対応体制等がわかるもの。）
- ・ 収支計画
- ・ 施設利用者の事故防止を実現する対策
- ・ 敷地内における維持管理・防犯対策
- ・ 敷地内における無断駐車・駐輪防止対策
- ・ 料金体系

※1 上記書類のほか必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

※2 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

※3 提出された書類は、今回の選考以外には使用しません。

※4 応募に要する費用は、応募者の負担とします。

(2) 提出先

京都市総合教育センター研修課（担当：山下、岩崎）

〒600-8023 京都市下京区河原町通松原上る2丁目富永町344番地

電話：075-371-2340

※持参の場合は、平日9時～17時に1階事務室まで

※郵送の場合は応募期間内に必着のこと

3 スケジュール

スケジュールは次のとおりです。ただし、本市の都合により変更することがあります。

内 容	日 程
募集要項公開	令和8年9月1日（火）
現地確認（希望制）※	令和8年9月2日（水）から令和8年9月8日（火）まで
質問書の受付	令和8年9月8日（火）から令和8年9月14日（月）まで
質問書に対する回答	令和8年9月17日（木）
企画提案書等の提出	令和8年9月17日（木）から令和8年10月2日（金）まで
ヒアリングの実施	令和8年10月13日（火）から令和8年10月16日（金）まで
事業者の決定	令和8年10月23日（金）まで
教育財産使用許可申請書提出	令和9年1月29日（金）まで
工事協議	事業者決定後、必要に応じ随時協議
工事着工	令和9年4月1日以降
駐車場オープン	事業予定者と協議のうえ決定

※ 現地確認を希望される場合は、事前に問合せ先までご連絡ください。

4 事業者の選定等

(1) 事業者の選定方法

審査は、(6)記載の審査基準に基づき総合的に評価し、最高の得点（ただし各項目の合計点60点かつ提案内容の合計点30点を上回ること）を獲得した応募事業者を事業予定者として選定します。

なお、同点の場合は、市内中小企業に該当するものを上位としますが、市内中小企業が複数の場合は抽選によるものとします。

また、応募事業者が1事業者のみの場合でも、各項目の合計点60点かつ提案内容の合計点30点を上回るときは、事業予定者として選定します。

(2) 審査の実施

所定期間内に適正に提出された書類に対してヒアリングを実施する予定です。

詳細は別途、連絡します。

(3) 審査項目

事業主体の適格性、企画提案書の妥当性、利用者サービスの充実性、地方自治体における同様の業務実績、返還の確実性について総合的な観点から、公平かつ客観的に審査します。

(4) 失格要件

次の失格要件に該当すると認められる場合は、審査のうえ失格とします。

- ア 企画提案書類の内容が本要項の示す要件を満たしていない場合
- イ 企画提案書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- ウ その他不正行為があったと認められる場合

(5) 事業者の決定時期及び審査の結果の通知

事業者は、令和8年10月23日（金）までに決定する予定です。

また、審査結果については応募者全員に文書で通知しますが、審査結果や内容に関するお問合せには応じません。

(6) 審査基準について

審査項目	審査項目 の配点	項目内 の配点	評価のポイント
提案内容	55点	25点	不特定多数の駐車場利用者が想定されるが、敷地内での事故防止等、施設利用者等が安全・安心に利用できる工夫・対策が適切に施されているか。
		20点	不特定多数の駐車場利用者が想定されるが、敷地内の維持管理・防犯対策が適切に施されているか。
		5点	敷地内の無断駐車・駐輪を防止する工夫・対策が適切に施されているか。
		5点	駐車場の一般利用者がわかりやすいレイアウト・設備等が施されているか。
事業遂行体制	10点		緊急時のトラブル対応を含め、業務の実施体制が十分で事業を的確に遂行できる体制か。
収支計画	5点		収支計画は妥当か。
実績	5点		官公庁等における事業実績。
使用料	20点		20点×（提案価格）／（全申込事業者の中の最高提案価格）。 ※小数点以下は切捨てする。
追加項目点	5点		本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業かどうか。 ※該当する場合は5点

5 使用許可の手続

事業者決定された者は、令和9年1月29日（金）までに、本市指定の様式による教育財産使用許可申請書（様式5）を提出していただきます。

6 使用許可の条件

別紙2のとおり

7 使用料の納入

既納の使用料は還付しない。事業者決定後、本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日までに納入してください。本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可を取り消します。

8 その他

次の場合には、事業者としての決定を取り消します。

- (1) 事業者の決定から使用許可までの間に、事業者について資金事情の変化等により有料駐車場の整備・運営の履行が確実でないと本市が判断した場合
- (2) 著しく社会的信用を損なう等により事業者として相応しくないと本市が判断した場合
- (3) 事業者が第1の4の記載事項に適合しなくなった場合
- (4) 事業者が教育財産使用許可に関する所定の手続をとらない場合
- (5) 事業者の決定後、当該事業者が辞退の意向を示した場合
 - ア 当該事業者へ損害賠償請求を行うことがあります。
 - イ 当該事業者の決定を取消したうえで、次点の者を繰り上げて新たな事業者とするか、再公募を行うことがあります。

第3 決定後の手続等

1 使用許可

事業者には、教育財産の使用許可の手続をとっていただきます。

2 標準保証書の提出

事業者には、本市公有財産規則が規定する保証人を立てていただき、使用許可後に営業事業者及び保証人の署名又は記名・押印等（※1）のある標準保証書に、次の資格要件を満たしていることが証明できる書類を添えて御提出ください。（※2）

＜保証人の資格要件＞

保証人は、次に掲げるいずれの資格も満たす者でなければならない。

- ① 日本国内に住所（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所）を有すること（可能な限り本市又は本市に隣接する市町村の区域内に住所を有すること）。
- ② 使用料の年額の5倍以上の年間所得又はこれに相当する固定資産評価額の不動産を有すること。

※1 押印等について、法人の場合は実印、個人の場合は運転免許証等の本人確認書類を求めます。

※2 保証人を立てることが困難な場合は、使用料（年額）の1／4の保証金を納付してください。

3 使用許可期間

使用許可期間については、使用を許可した日から1年ごとの更新（※）とし、令和12年3月末日までとします。（駐車場の整備、原状回復等に要する期間は許可期間に含みます。）

※ 当初は使用を許可した日の属する年度の3月31日までの間。

以降は、それまでの使用状況等を勘案したうえで支障がなければ、許可条件を変更しないことを前提に更新することとします。

ただし、当センターの工事等に起因し、1年未満の更新となる場合があります。

事業者は使用許可の更新を希望する場合、使用許可期間の満了30日前までに教育財産使用許可申請書を提出してください。

また、更新を希望しない場合は、使用許可期間の満了4箇月前までに書面にて意思表示しなければなりません。

なお、使用許可を更新しないことにより、本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて事業者の責任でその損害を賠償しなければなりません。

(様式1)

令和 年 月 日

質 問 書

(あて先) 京都市教育長

「京都市総合教育センターにおける駐車場の整備及び管理運営を行う事業者の募集要項」に関する質問書を提出します。

提出者	住 所	
	氏 名 (法人の場合は 名称及び代表者)	
	所属・職名	
	担 当 者 名	
	電 話	
	F A X	
	Eメールアドレス	

No.	ページ	項目名	質問内容

受付番号	
------	--

令和 年 月 日

応募申込書

(あて先) 京都市教育長

「京都市総合教育センターにおける駐車場の整備及び管理運営を行う事業者の募集要項」を確認、同意のうえ、次のとおり、応募の申込みをします。

なお、同要項第1の4の応募者の資格条件を満たしていることを誓約します。

(応募申込者)

住 所

氏 名

印

(法人の場合は名称及び代表者)

(事務担当責任者)

所属・職名

氏 名

連絡先住所

電 話

F A X

Eメールアドレス

提案使用料 (年額)

百万

千

								円
--	--	--	--	--	--	--	--	---

(注意事項)

- 1 一度応募された応募申込書の差替え、変更及び取消しはできません。
- 2 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい応募申込書に記載してください。
- 3 応募金額は、アラビア数字で右詰めで記載し、頭部に「¥」を付けてください。
- 4 提案使用料の積算根拠を添付してください。

誓 約 書

(宛先)	年 月 日
誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー

誓約者が京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等及び同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。				
誓 約 者 並 び に そ の 役 員 及 び 使 用 人 の 名 簿				
役職名又は呼称	氏 名	フリガナ	生年月日	性別

注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる者について記入してください。

- (1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号イに規定する役員及び使用人（市長等（指定管理者を含む。以下同じ。）が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等が指定する使用人に限る。）
- (2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号ウに規定する使用人（市長等が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等が指定する使用人に限る。）

企画提案書

項目	記入欄
① 整備図面等	
② 設置機器の仕様	
③ 工事計画書	
④ 工事体制図	
⑤ 工事見積書	
⑥ 運営体制図	
⑦ 収支計画書	
⑧ 駐車場利用者の事故防止を実現する対策	
⑨ 敷地内の維持管理・防犯対策	
⑩ 敷地内の無断駐車・駐輪防止策	
⑪ 料金体系	

※ 別紙で添付するものについては、記入欄に別紙と記入のうえ、別紙資料を添付してください。
(様式は問いません。)

教 育 財 産 使 用 許 可 申 請 書

(宛先) 京都市教育長	年 月 日
申請者の住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）	申請者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名。） 電話（ ） —

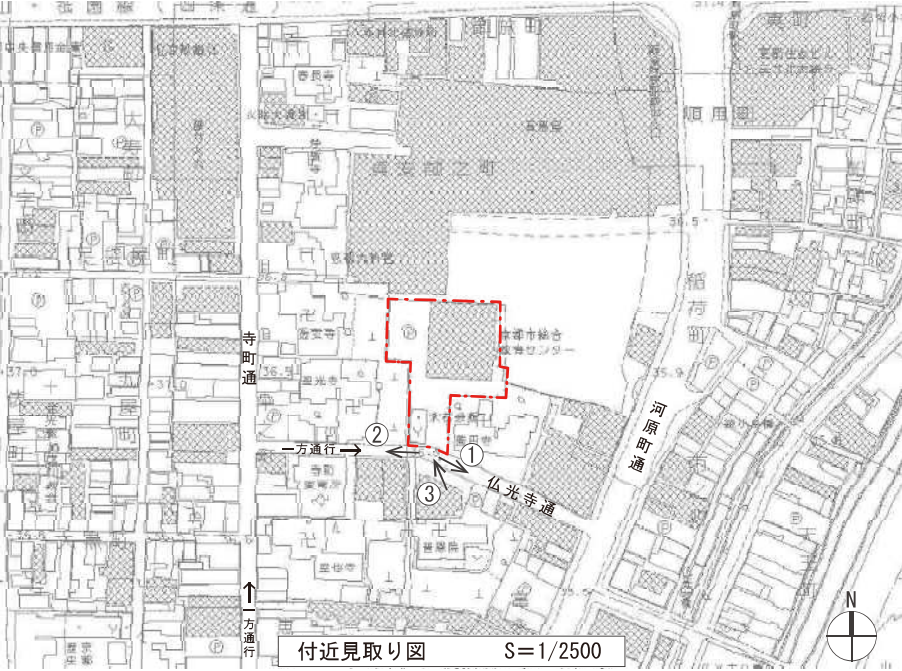
下記のとおり教育財産の使用の許可を申請します。	
名 称	
所 在 地	
数 量	
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
使 用 目 的	
保証人 予定者	住 所
	氏 名
☐ 保証人に代えて使用料の年額 1/4 相当の保証金を納付する。	

注 1 代表者とは、法人その他の団体を代表して申請する権限を有する者を指し、代表取締役等の代表者のほか、代表者から権限を委任された者（事務所又は事業所の長等）を含みます。

2 この申請書には、使用の許可を申請する教育財産の箇所及び使用の態様を明示した図面を添付してください。

■敷地周辺の状況

- 計画場所：京都市下京区河原町通松原上る二丁目富永町344番地
- 敷地面積：3,151.67㎡
- 立地
現在の既存A棟西側、駐車場・駐輪場となっているエリアが今回の計画地である。阪急電鉄京都河原町駅を最寄り駅とし、計画地南側が仏光寺通(法42条1項1号)に面している。
- 敷地周辺
敷地の接道は南側道路(仏光寺通)の最大幅員7.8mであり、西から東への一方通行となっている。南側道路は寺町通と河原町通に挟まれており、寺町通は南から北への一方通行となっている。敷地の北側は商業施設、東側はマンションとお寺、西側はお寺が隣接する。



① 仏光寺通 (東向き)



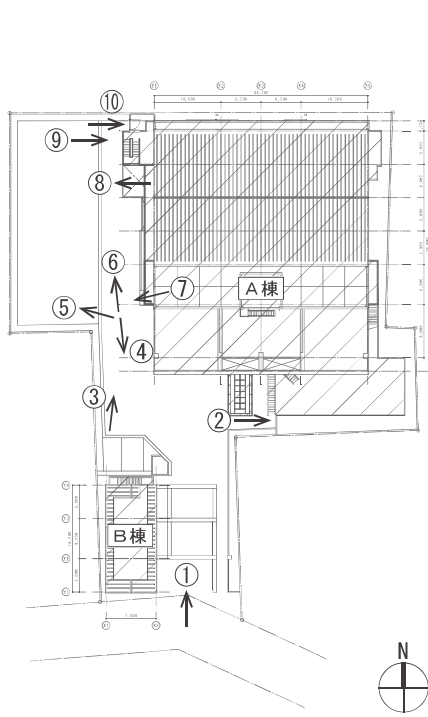
② 仏光寺通 (西向き)



③ 計画地入口

既存建築物概要

	竣工年度	階数	延べ面積	建築面積	構造	用途	備考
A棟	昭和61年	地下1階 地上5階	5,917.21㎡	1,395.83㎡	鉄骨鉄筋コンクリート造	事務所	
B棟	昭和61年	地上3階	360.00㎡		鉄筋コンクリート造		
防災器材格納庫	平成27年	地上1階	3.95㎡	3.95㎡	プレハブ既製品	倉庫	永松学区自主防災会所有

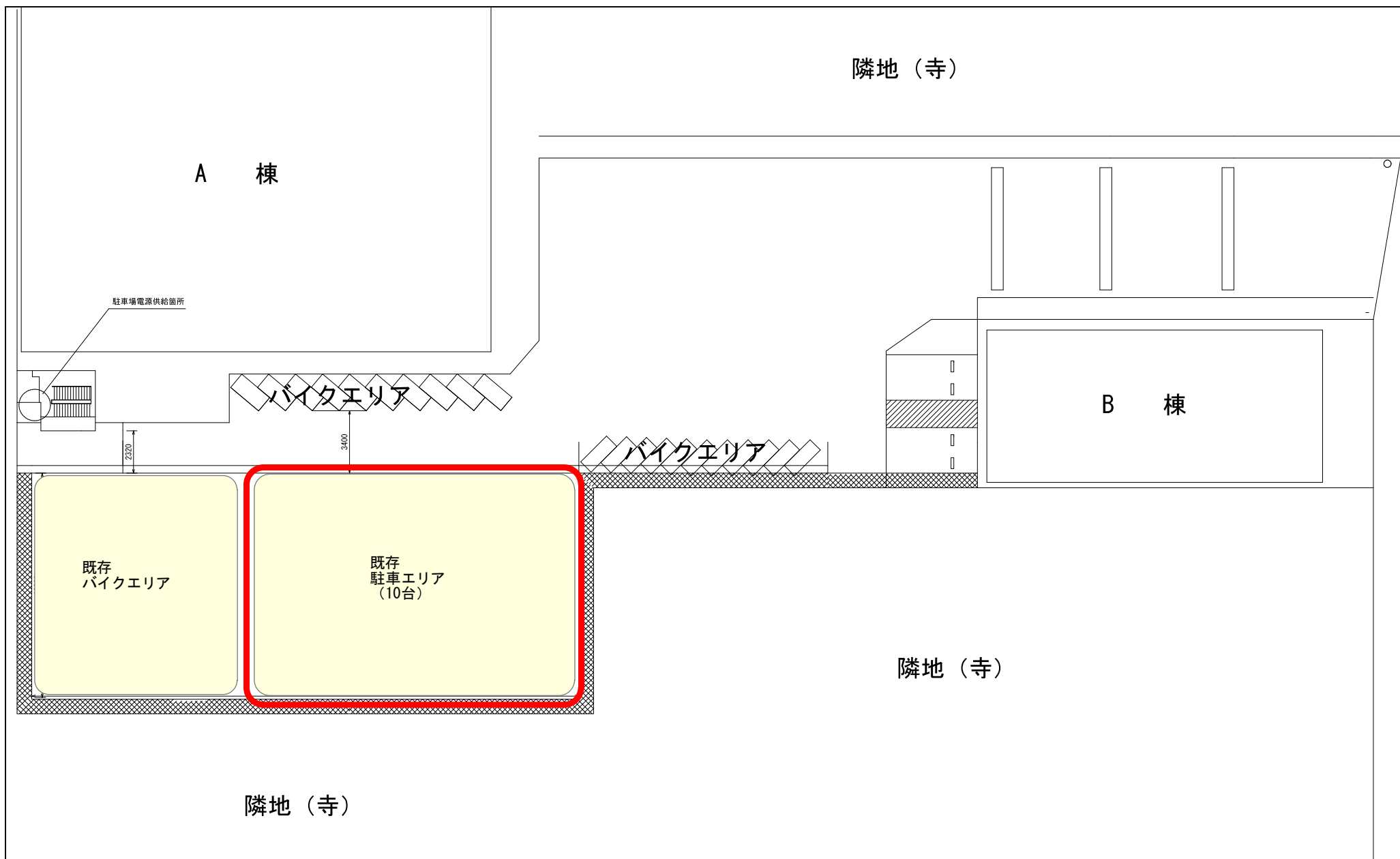


B棟



A棟





特記事項 訂正事項 図面と現況が異なる場合は現況を優先します。 各事業者は必要に応じて現地の測量を実施してください。	日付 設計 縮尺 図 番	名 称 分割番号 図 名
---	-----------------------	--------------------

許可条件

1 使用許可の取消し

次の事項に該当するときは、この使用許可を取り消すことがある。ただし、以下の(1)による場合は、使用料を日割りで還付することがある。

- (1) 本市において、使用することを許可した財産（以下「使用許可財産」という。）を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの許可条件に違反したとき。
- (3) 使用者が有料駐車場を開設しなかった場合
- (4) 使用料が有償の場合にあっては、使用者が使用料の納付を怠ったとき。
- (5) 使用者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であるとき。
- (6) その他使用者が地方自治法、地方自治法施行令、京都市公有財産及び物品条例（以下「条例」という。）又は京都市公有財産規則（以下「規則」という。）の規定に違反したとき。

また、この場合、本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて使用者の責任でその損害を賠償しなければならない。

2 使用料の改定

使用許可が更新された場合、更新後の使用料については、引き続き当初の使用料と同額とする。

ただし、更新の際、経済情勢の変動、関係法令の改廃、利用実績などを総合的に勘案し、年度ごとに算定する本市基準額が提案使用料を上回る場合は、本市基準額を使用料とする。

3 使用料の還付

使用料が有償の場合において、既納の使用料は、還付しない。ただし、条例第2条第3項各号に該当するときは、その全部又は一部を還付することがある。

4 延滞金

使用料が有償の場合において、使用料が納付期限までに納付されず、教育長がその使用料の納入について督促をしたときは、条例第3条の規定に基づき計算した延滞金を納付しなければならない。

5 使用貸借又は賃貸借等の禁止

使用者は、次の行為をしてはならない。ただし、(1)を除き、教育長の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 使用許可財産の使用貸借又は賃貸借
- (2) 使用者の地位の譲渡
- (3) 使用許可財産の形質の変更
- (4) 使用許可財産の使用目的の変更
- (5) 営業の委託又は名義貸し

6 使用者の義務

- (1) 対象物件を使用して行う事業に伴う一切の責任を負うこと。
- (2) 市が対象物件の管理上必要な事項を通知した場合は、その事項を遵守しなければならない。
- (3) 対象物件の使用に当たっては、近隣住民の迷惑とならないよう十分に配慮すること。

7 届出事項

使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに書面により教育長に届け出なければならない。

- (1) 使用者又は保証人が氏名又は住所（法人その他の団体にあっては、名称又は事務所若しくは事業所の所在地）を変更したとき。
- (2) 使用者の地位について、相続又は合併等による包括承継その他の変動が生じたとき。
- (3) 保証人を変更しようとするとき。

8 必要費等の補償

使用者は、使用許可財産に関し必要費又は有益費を支出した場合であっても、あらかじめ教育長が承認した場合を除いては、その補償を請求することができない。

9 滅失又は損傷の届出等

使用者は、使用許可財産が滅失し、又は損傷したときは、直ちに書面により教育長に届け出なければならない。この場合において、使用者の責めに帰すべき事由により使用許可財産が滅失し、又は損傷したときは、教育長の指示に従い、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

10 損害賠償

使用者が、その責めに帰すべき事由によりこの使用許可を取り消されたときは、これにより本市に生じた損害を賠償しなければならない。

11 原状回復義務

使用者は、使用期間が満了したときは当該使用期間の満了の日までに、使用許可が取り消されたときは教育長が指定する日までに、自己の費用で使用許可財産を原状に回復しなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

12 善管注意義務

使用者は、使用許可財産を善良な管理者としての注意をもって管理しなければならない。

13 調査協力の義務

教育長は、使用許可財産について随時その使用状況を実地に調査することができるとともに、使用者は、これに協力しなければならない。

14 使用期間の更新

使用者は使用許可の更新を希望する場合、使用許可期間の満了30日前までに教育財産許可申請書を提出しなければならない。

また、更新を希望しない場合は、使用許可期間の満了4箇月前までに書面にて意思表示しなければならない。

なお、使用許可を更新しないことにより、本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて使用者の責任でその損害を賠償しなければならない。

15 疑義への対応

使用許可財産の使用又はこの許可条件について疑義が生じたときは、教育長の指示によらなければならない。

問合せ先

〒600-8023

京都府京都市下京区河原町仏光寺西入

京都市総合教育センター研修課（担当：山下、岩崎）

電話：075-371-2340

Eメール：kensyu-syomu@edu.city.kyoto.jp